

安城市図書館読書通帳広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に定めるもののほか、安城市図書館利用者の貸出履歴が記録できる冊子（以下「読書通帳」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第2条 広告の1枠の規格は縦7cm×横12cm以内とする。

- 2 広告を掲載する位置は、読書通帳の裏面とする。
- 3 広告デザインは、企業名及び企業ロゴマークを含むものとする。
- 4 内容及びデザインは、要綱第4条の基準に適合したものに限る。

(掲載者の資格)

第3条 広告掲載をする者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に本店又は支店を有する預金取扱金融機関であること。
- (2) 要綱第3条各号のいずれにも該当しない者

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載申込者は、市長が指定する期日までに、市に支払う広告掲載料を安城市図書館読書通帳広告掲載申込書（様式第1）に記載し、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、掲載の申込みがあったときは、審査会で審査を行ったうえで広告の掲載の可否等を決定し、広告掲載申込者に安城市図書館読書通帳広告掲載決定通知書（様式第2）により通知する。

(広告掲載冊数及び掲載期間)

第6条 広告掲載冊数及び掲載期間については、別途安城市図書館読書通帳広告事業実施要項で定める。

- 2 広告掲載料は、指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) その他広告の掲載を開始又は継続することが適切でないと市長が認めたとき。

2 広告を掲載した読書通帳を印刷した後、掲載者が前項各号のいずれかに該当し、広告の掲載を取り消した場合、当該掲載者は読書通帳の再印刷に係る費用を負担しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、掲載者の責に帰さない理由により、広告配布ができなくなったときは、次に掲げるとおり返還することができる。

- (1) 広告を掲載した読書通帳を配布する前に、広告配布ができなくなったときは、納付された広告掲載料を全額返還する。
- (2) 広告掲載期間中に、広告配布ができなくなったときは、読書通帳を配布していない枚数に応じた広告掲載料を返還する。ただし、1円未満は切り上げとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(掲載者の責務)

第9条 掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を追うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

3 掲載者は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(問題発生時の対応)

第10条 掲載者は、広告内容に関する苦情その他が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年７月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年１１月３０日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年３月１０日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１１月１日から施行する。